

また、供用時の事後調査地点は、図16-1に示すとおりです。

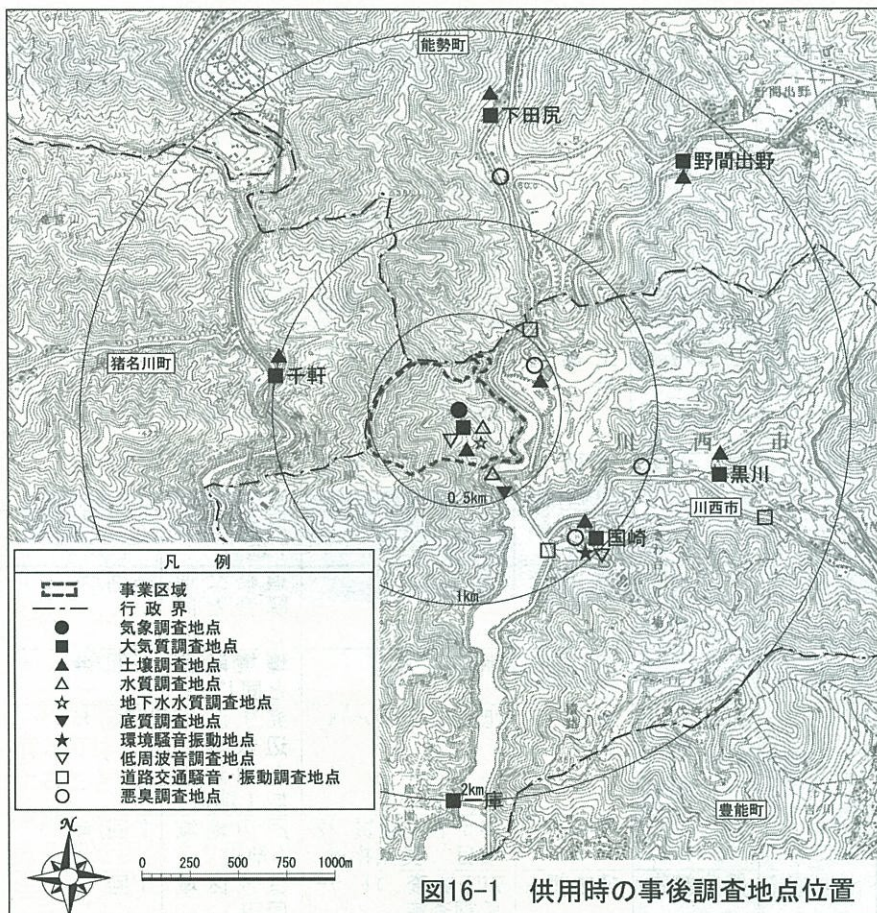


図16-1 供用時の事後調査地点位置

16.2 供用時の事後調査スケジュール

供用時の継続的な事後調査は、別に条例を定め実施することになりますが、想定される事後調査スケジュール(案)を表16-4に示します。

表16-4 事後調査スケジュール(案)

項目	環境要素	調査項目	供用年(年目)																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
排出源 モニタリング	大気汚染	気象																						
		大気質																						
	水質汚濁	処理水排水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		雨水排水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
地下水		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
処理対象物	溶融飛灰、溶融スラグ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	環境 モニタリング	大気汚染	大気質	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
環境 モニタリング	水質汚濁	平常時水質	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		底質	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	土壌汚染	土壌汚染	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		騒音	道路交通騒音	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	環境騒音		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	振動	道路交通振動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		環境振動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	低周波音	低周波音	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	悪臭	悪臭	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	陸生植物	植物相	植物相	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			哺乳類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		陸生動物	鳥類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			両生類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			爬虫類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水生生物	魚類	魚類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		底生動物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	付着藻類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

注) 事後調査の項目・頻度については、将来的(供用開始以降)に事後調査の結果に基づき内容の増減を検討することとする。

16.3 事後調査結果の公表

事後調査の実施にあたっては、住民、学識者等を交えた委員会組織を設置し、環境監視を行うとともに、事後調査結果を公表します。

17 土壌対策について

17.1 土壌対策検討調査の実施

準備書以降に、造成区域において土壌の状況を把握するための調査、並びに対策検討試験を行いました。

17.2 調査結果の概要

17.2.1 土壌分布・性状の状況

造成区域(切土部)において、平面調査と深度調査を実施し、土壌の状況を確認しました。

平面調査の結果、広範囲において鉛の溶出量(物質が溶け出す量)が「土壌汚染対策法」の基準値を超えていました。

深度調査の結果では、表層の土壌では鉛の含有量(土壌そのものに物質が含む量)の高いものが存在するものの、溶出量は平面調査結果に比べて、基準値を超えるものが少なく、濃度も低くなっていました。また、粉碎していない岩は、全て溶出量は低く(検出限界未満)、基準値以下となっていました。

以上のことから、表層土壌が法令上埋戻しに利用できない土壌については、不溶化処理をして、適切に場外処分を行う必要があることが確認されました。また、それ以外の土壌は、不溶化処理等の対策の必要性が確認されました。

17.2.2 対策検討試験の結果

対策方法を選定するため検討試験を行った結果を表17-1に示します。

表17-1 対策検討試験の結果

項目	試験結果
濁水対策試験	土壌の性質を確認した結果、重金属の溶出する要因は、浮遊物質(水の濁り)に起因しているものが多くを占めていることが確認されました。 このことから、濁りの除去に着目し沈降試験を実施した結果、浮遊物質量が400mg/l程度以下になれば、鉛濃度が低くなることが確認されましたが、安全側の立場に立ち、日平均70mg/l、日最大許容濃度90mg/lを濁水の目標値とします。
酸性化防止・溶出防止対策試験	造成区域の土壌を用いて炭酸カルシウムによる酸性化防止及び溶出防止効果について実験を行った結果、炭酸カルシウムを土壌に添加すれば、酸性化防止及び溶出防止として効果があることが確認されました。

17.3 造成工事の施工について

造成工事の施工中に河川等水質への影響を低減させるため、土壌対策検討調査の結果に基づき、図17-1に示す環境保全対策を実施します。

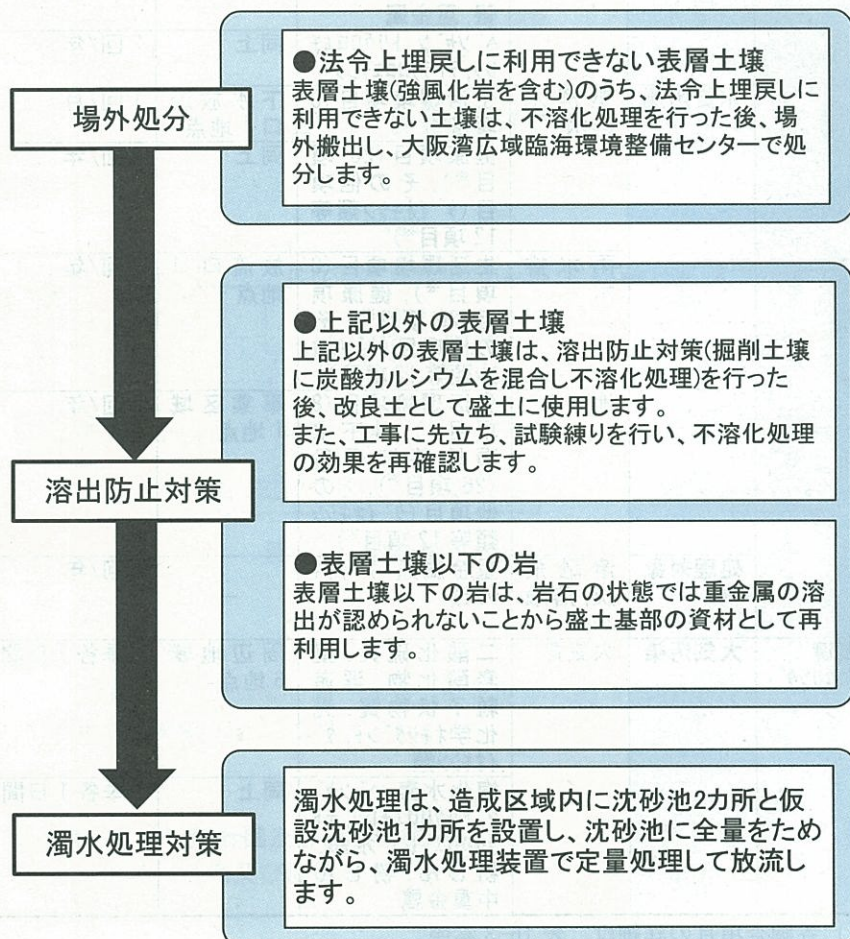


図17-1 環境保全対策